

元朝鮮總督府江原道地方課長が遺した憂國の論考

慰安婦強制連行はなかった

元日本合成ゴム専務のたいしども・つねやす 太師堂 経慰

一、慰安婦問題の現在の状況

平成十九年にアメリカ下院をはじめカナダ、オランダ、EUなど各国議会では慰安婦問題についての厳しい対日非難決議が採択されたが、日本政府はこれらの決議は、対応の義務を伴うものでないとか、寝た子を起こすようなことはいない方がよい、などの理屈をつけて、これを放置しているのが現在

の状況である。この姿勢を続けているは、理不尽に傷つけられている日本の名譽は永久に回復できない。

アメリカ下院での非難決議の直前、安倍首相は「狭義の強制連行はなかった」と訴えたり、日本の一部有志は「THE FACTS」と題する新聞広告をだして事実を訴えようとしたがアメリカ側の反応は冷たいものだった。知日派、親日派と目される人達までもが冷たい態度であった。

それは、「日本政府が公式に認

めているではないか。今さら何だ」という姿勢であり、「強制連行があったからこそ、女性のためのアジア平和基金で補償に代わる措置をとり、謝罪を繰り返したのではないか」という認識なのである。新聞広告や安倍首相の発言を、「二部、偏狭な右派の妄動」と受け取っているからこそ、議会や一般市民だけでなく、知日派や親日派と目される人達さえもが冷淡な姿勢をとったのだと思う。アメリカ以外の国でも同じように誤

解をしていると考えて間違いない。このような現状を作り上げた責任は専ら日本政府にある。具体的には、平成四年一月十一日に朝日新聞の報じた記事を実事と思い込んで謝罪した宮沢内閣の軽率さである。ここで宮沢内閣は「する必要のない、というより、してはならない謝罪」をして世界に誤解を撒き散らしたのであった。第二は、平成五年の「河野談話」であり、これは日本政府による調査結果はもとより、韓国政府の調査結果までも全

大師堂経慰氏 大正6(1917)年、

朝鮮に生まれる。京都帝国大学経済学部卒。朝鮮総督府に入り、江原道地方課長、朝鮮総督府事務官などを歴任。終戦後、商工省経済企画庁に入り、広島通商産業局商工部長で退官。その後、日本合成ゴムに入社し、常務、専務を務める。著書に『慰安婦強制連行はなかった』(展転社)など。大師堂氏は平成二十二年十一月、最後まで本問題を憂慮しつつ逝去された。従って本稿は氏の遺稿となった。

く無視して、談話発表の直前に韓国政府の用意した元慰安婦十六名の密室での証言を根拠にして作成されたものであった。従って、河野談話の内容も公正な批判に耐え得るものではなかった。

このような状況の中では、安倍首相の訴えや新聞広告で訴えるような対応では問題解決は困難であろう。ここは回り道のようにだが問題の原点に立ち返って、日本政府の実行してきた措置を一つ一つ徹底検証して、その誤りを具体的に指摘することによって慰安婦問題の再検討の必要性を国民世論に訴え、再検討を促す雰囲気を作成し、それによって政府または国会による再検討が実行されることになれば、問題解決への道を開くことができると思う。

具体的には、下記の「一から五まで」を実行することである。

一、平成四年一月の宮沢内閣の謝罪が誤りであったことを明らかにする

にする

二、河野談話は、作成の過程が問題であるのみならず、内容も間違っていることを明らかにする

三、女性のためのアジア平和基金は、前記一、二、が明らかになれば無用のものである

四、国連人権委員会でのクマラスワミ報告、マクドウガル報告に對する外務省の対応姿勢が間違っていたことを明らかにする

五、アメリカ下院での対日非難決議を前にしての、駐米日本大使館の対応姿勢が間違っていたことを明らかにする

上記の内、特に重要なのは一、と二、である。これが間違いないであったことを明らかにすれば 三、以下は問題なく解決できると思う。この一、と二、の立案作成に関わった責任者の内、宮沢首相は亡くなっているが、官房長官、官房副長官、外政審議室長であった

加藤紘一氏、河野洋平氏、石原信

雄氏、谷野作太郎氏は現在もご健在である。これらの責任者と対面討議、或いは公開質問の形で論議をすることができれば、これらが間違っていたことを明らかにすることができると思う。

もしも、これらの責任者がいなくなれば、慰安婦問題は歴史研究者による研究対象になるだけで、実態究明は困難になるばかりであろう。その意味では現在は慰安婦問題の実態究明のできる最後の機会であると言えるのではないだろうか。

二、宮沢内閣による謝罪（慰安婦問題の原点）が招いた誤解

慰安婦問題について日本政府が初めて意思表示したのは平成四年一月であった。ここで宮沢内閣の犯した過ちこそが慰安婦問題の

原点である。

朝日新聞は平成四年一月十一日、慰安婦問題について二つの問題を報じた。

第一は、「慰安婦問題に政府の関与を示す資料が発見された」ということであり、第二は、「太平洋戦争に入ると主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した」という記事であった。宮沢内閣は、この報道を事実と信じて謝罪をしたのである。これこそが、慰安婦問題の原点であった。

新聞報道の二日後の十三日には加藤紘一官房長官が謝罪談話を発表し、その直後に訪韓した宮沢首相は盧泰愚大統領との会談で謝罪と反省を八回も繰り返しと伝えられ、更に同行記者団との懇談では「あったことは、あったこととして次のジェネレーションに伝えねばならぬ。教育はその一つ」と語っている。これら一連の日本政

府の行動を、「日本政府が朝日新聞の報道を事実と認めて、公式に謝罪した」とものと世界が受け取ったのは当然であろう。

韓国では、挺身隊の名で動員された幼い国民学校の児童までもが慰安婦にされたという誤解され、東亜日報は十五日の社説で「十二歳の少女まで動員し、戦場で性的にもてあそばれたことに煮えくりかえるような憤怒を禁じ得ない」と報じ、天人ともに許さざる蛮行と非難したが、アメリカでもワシントン・ポスト紙が十八日の社説で「野蛮な行為」との見出しを掲げ、同様な非難の論説を展開し、さらに、「歴史学者の発見がなければ、政府の関与も隠し続ける積もりだったろうし、日本政府が、そのアジア植民地支配の残虐さと責任を、はつきりと認めるまでに五十年近くかかったことも理解できない」とまで書いて非難している。

加えて、見逃せないのは、WP紙が、朝日新聞の報じた、吉見教授が発見した「軍の関与を示す資料」という記事について、「歴史学者による軍の犯罪記録の発見がなければ、その実態が明らかになつたか、どうかは疑わしい」と述べて、「軍の関与を示す資料の発見」を「軍の犯罪記録の発見」として、朝日の報道を誤解と言うよりも曲解して次のように報じていることである。〈九二（平成四）年一月十八日の社説〉

For it is extremely doubtful whether or when any of this would have come fully to light without (1) 略: (2) 略: (3) the discovery of incriminating military records by Japanese historian last weekend.

このWP紙の記事に目を通して改めて驚いたが、これは誤解というより、寧ろ曲解である。外政審

議室の人達はこの記事を平成四年一月には目にしているはずである。外務省関係者は、どうしてこの時点で宮沢内閣の謝罪が招いた影響の甚大さ、誤解の深刻さに気付いて、朝日の記事の検証、誤解解消に真剣に取り組まなかつたのか。

朝日の報じた内容は、前述の通り二点あった。第一は、「政府は、これまで慰安婦問題に関与していなかったと主張していたが、政府の関与を示す資料が発見された」ということであり、第二は、「太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を、(慰安婦にするために)挺身隊の名で強制連行した。その数は八万とも二十万とも言われている」ということである。

朝日の報じた、中央大学の吉見義明教授が発見したという「軍の関与を示す資料」とは、昭和十三

年三月に、陸軍省の副官から北支方面軍及び中支派遣軍参謀長に宛てた通牒案で、その内容は、「業者が慰安婦募集に関してトラブルを起こしたことがあったため、募集は適正に行うよう業者を指導せよ」という内容のものであり、強制連行を示すものでも、それを推定させるものでもなく、何ら問題にされるようなものではなかつた。それを、朝日新聞はあたかも政府の食言が明らかになったように報じたのである。

軍の関与ということについては、それまで国会で、「強制連行の内に、従軍慰安婦という形で連行された事実があるのではないか」(平成二年六月六日、参議院予算委員会、本岡昭次議員)とか、「政府は今でも従軍慰安婦問題に国は関与していないという認識なのか」(平成三年八月二十七日、参議院予算委員会、清水澄子

議員」という質疑に対して、政府側は労働省の職業安定局長が、「徴用の対象業務は国家総動員法に基づく総動員業務であり、法律上各号に列記されている。これと従軍慰安婦の業務とは関係がないように考えられるし、古い人に聞いても、総動員法に基づく業務としてはそういうことは行っていないかったと聞いている」（平成二年六月六日、清水伝雄職業安定局長）とか、「従軍慰安婦問題については、労働本省でいろいろ調査をしたが資料がなかった。さらに当時の勤労局或いは勤労動員署で働いた人に聞いても、従軍慰安婦というものにはこれらの機関は関係していなかったということなので、労働省としては政府が関与していたか否かを含めて状況は把握できないということだ」（平成三年八月二十七日、若林之矩職業安定局長）と答えている。

「軍の関与がなかった」とは、職業安定局長の答弁の通り、「慰安婦にする目的で徴用、或いは女子挺身隊の動員など、国権による強制はなかった」ということであり、さらに具体的に言えば、当時公娼制の下で慰安婦の募集は民間人が行っていたので、これには政府は関与していないということであって、慰安婦問題の総てについて軍が全く関与していなかったという意味でないことは当時を知者にとつては常識であった。現地までの輸送は軍用船に依らねばならなかったし、現地での施設や移動についても軍の便宜供与が必要であった。軍による警護も当然必要であった。当時、慰安婦を連れたい業者が戦地に赴き、軍の便宜供与の下に営業していたのが実態である。これについては、日本政府が平成五年八月四日に河野談話と共に公表した日本政府による調査

報告書でも、当時の実態についての報告がなされている。（後述）

このように軍の関与の実態は何ら問題になるものでなく、食言などなかったにも拘らず、軽率な謝罪をしたことが、前記した東亜日報やWP紙の記事のような大きな誤解を招いたのである。

次に、朝日の報じた「太平洋戦争に入ると、挺身隊の名で朝鮮人の婦女子を強制連行した。その数は八万とも二十万ともいわれる」との記事であるが、これは全く事実でないので問題にする必要のないものであった。

「挺身隊」とはどのようなもののかについては、前述している平成二年及び平成三年の参議院予算委員会での質疑に対する労働省職業安定局長の答弁で明らかにされているが、総動員法第三条で具体的に列挙されている総動員業務に「協力」させるために動員された

のが女子挺身隊である。具体的な根拠は昭和十九年八月二十二日に公布された女子挺身隊動員令であり、職業安定局長の答弁のとおりに、総動員業務と慰安婦業務とは全く関係がない。

また韓国政府による調査報告書でも、これについて次のように述べている。

「勤労挺身隊は日本が太平洋戦争遂行により深刻な労働力不足を経験し、女性の人力までも韓国国内或いは日本の軍需工場などに動員したもので、このような勤労挺身隊動員の趣旨は基本的に軍隊慰安婦の調達とは性格を異にする」(十頁)

このように挺身隊の法的な性格から考えても、挺身隊の名による慰安婦動員などあり得ないことであり、韓国政府による調査報告も同様な理解である。

前述の宮沢内閣の謝罪は、朝日

新聞の記事を事実と考えて謝罪をしたのであろうが、朝日の記事が事実かどうか、については疑問を持たなかったのか。

朝日新聞はどのような意図で、この時期(首相訪韓の直前)に、このような報道をしたのか。これに驚いた宮沢内閣は謝罪を繰り返して、全世界に強制連行の誤解を広げたが、朝日は追い打ちをかけるように、一月二十三日の夕刊のコラム「窓、論説委員室から」で吉田清治氏の強制連行について次のように報じた。「吉田清治さんは昭和十七年朝鮮人を徴用するために設けられた、山口県労務報国会下関支部の動員部長になった。記憶の中で時に心が痛むのは従軍慰安婦の強制連行だ。吉田さんと部下十人か十五人が朝鮮半島に出張する。総督府の五十人、あるいは百人の警官と一緒に村を包囲し、女性を道路に追い出す。

木剣を振るって女性を殴り、けり、トラックに詰め込む。一つの村から三人、十人と連行して警察の留置場に入れておき予定の百人、二百人になれば下関に運ぶ。女性達は陸軍の営庭で軍属の手に渡り、前線へ送られていった。吉田さんが連行した女性は少なくとも九百五十人はいた。」

これは奴隷狩りそのものでないか。朝日の論説委員は、戦時下の朝鮮でこのようなことが実行されていたとの認識で論説を続けたのか。このような奴隷狩りが実行されても親、兄弟は拱手傍観していたとの認識だったのか。目撃者は一人もいなくても不思議とは思わないのか。韓国政府からも、韓国国民からも戦後四十七年間、抗議もなく、問題にされたこともなかった事実を、この論説委員はどう理解しているのか。朝日新聞の論説委員ともあろう者が、裏づ

け調査をすることもなく、このような執筆をし、後になっても訂正も取り消しもせずに放置していることが、許されることだろうか。このコラムの記事が多く日本人だけでなく、世界の人々やマスコミにも大きな誤解を与え、日本の国益を大きく損じたという認識を朝日新聞社全体としても持たなかったのだろうか。

吉田清治氏が、どのような内容の著述をしていたのか。秦郁彦教授は、このコラムのでた翌々月（九二年三月）に、舞台になつてゐる濟州島に赴かれて調査をされた結果を五月一日発売の月刊誌「正論」（九二年六月号）で発表しておられる。濟州新聞の記者であり、吉田著が韓国語に翻訳、刊行された八九年八月に書評を兼ねた紹介記事を執筆された、許榮善女史（秦教授が面会された九二年には濟民新聞の文化部長）からは

「何が目的で、こんな作り話を書くのでしようか」と言われ、郷土史家の金奉玉氏は「私はこの本の日本語版がでたときに入手して読んできたが、内容は全く事実でない。この本は日本人の悪徳ぶりを示す軽薄な商魂の産物と思われる」と憤慨していた、とのことである。（詳細は秦郁彦著「慰安婦と戦場の性」新潮選書、二三三頁以下参照）

日本政府が朝日の報道について、検証をしなかったことの責任も重大である。首相の訪韓を間近に控えて、記事を検証する時間がなかった、と言われれば多少は理解できないことではないが、あの謝罪の結果に関連して報じられた東亜日報やワシントン・ポストの記事を見れば、関係者にとって宮沢内閣の謝罪による影響の大きさが深刻さが十分理解されていたはずである。責任者達はどうして記事

の内容について検証を行わなかったのか。検証を促されたと感じて然るべき機会は何度もあった。その第一は、日本政府による第一回調査結果の発表の時である。この調査結果の中には強制連行の資料はなかった。第二は六月に作成された韓国政府による調査結果が発表されたときである。その中で「女子挺身隊と慰安婦は違う。全く関係がない」とまで明記されている（報告書十頁）。

一月十一日の朝日の報道を見て、謝罪すべきだと判断した責任が問われて当然であるが、その後、に再検証しなかったことの責任は更に大きいものと考えるべきではないか。

改めて当時の責任者達に質問したい。皆さんは今日でもあの謝罪は間違いでなかったと、お考えか。もしも、そうであるなら前述の指摘にお答え頂きたい。

もしも、あの謝罪は間違いであったとお考えなら責任をとって頂きたい。具体的には、現政府に平成四年一月の宮沢内閣の謝罪について再検証して欲しい旨、上申書を提出して頂きたい。

理不尽に傷つけられている日本の名譽を、これ以上放置することは許されないことを理解して頂きたいと思う。

三、河野官房長官談話

平成五年八月四日に公表された河野官房長官談話の概略は次の通りであった。

「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管

理、および慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も甘言、強圧による等本人達の意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また慰安所における生活は、強制的な状況の下で痛ましいものであった。」

(以下略)

この談話は実質的に強制連行を認めたものとされているが、河野長官自身も談話発表の時、官邸記者に「調査結果は強制連行の事実があったという認識でよろしいわけでしょうか」と問われて「そういう事実があったと。結構です」と明快に答えた(桜井よしこ氏、文芸春秋、平成九年四月号他)とのことである。

慰安婦問題についての調査は、平成四年から日韓両国政府によって、多くの人員と時間を費やして実行された。河野談話、即ち日本政府の慰安婦問題についての公式見解は、日本政府の調査結果を基本に、要すれば韓国政府による調査結果をも参考にしながら作成されるべきは当然であろう。日本政府による調査でも韓国政府による調査でも強制連行を示す資料はなかった。ところが、河野談話は日韓両国政府の調査結果を全く無視して、談話発表の直前にソウルで行われた、元慰安婦十六人の密室での証言を基礎にして、強制連行を事実上認めたのであった。この密室での証言は、証言内容はもとより、元慰安婦の住所、氏名も公表されず、裏付け調査をすることにも許されぬものであった。このような密室証言が、どうして、あれだけの時間と人員をかけての、日

韓南国政府の調査結果より信頼出来るものとして扱うのか。元慰安婦の密室での証言を日韓両国の公式調査より重要視したのは、河野官房長官をはじめとする当時の責任者達の恣意的な判断によるものとしか考えられない。当時の石原官房副長官は、「河野官房長官は、それなりに政治的な判断をされたのではないか」と語っている（日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会編、「歴史教科書への疑問」三三三頁）。

密室での証言内容は発表されていないので知るよしもないが、韓国政府による調査報告書に掲載されている元慰安婦十三人の証言程度のものではあったとすれば問題である。冒頭に述べた通り、あの証言のようなことがあったとすれば、どうして本人はもとより、親兄弟など家族が戦後早々から日本政府に抗議をしなかったのか。六

五（昭和四十）年に成立した日韓条約交渉のときも、慰安婦問題は全く持ち出されていない。これらのことを、河野談話の作成に参画された人達は考えもしなかったとすれば無責任過ぎないか。

この河野談話については新聞各紙が社説でそれぞれ見解を明らかにしている。各社の社説を見ると、

朝日は歓迎の姿勢で、被害者の名誉回復への前進と評価し、慰安婦問題は韓国にとどまらず、フィリピン、インドネシア、オランダからも被害者の声があがっている」と述べ、他の補償問題も含めて法律論で身構えるだけでなく、政治が対応すべき問題として考える必要がある、と説いている。

毎日、日経は河野談話で強制連行を事実上認めたことを概ね肯定的に受け入れている。

読売と産経は、河野談話が認め

た強制連行の根拠について説得力のある資料や証言を広く集めるのが基本であり、強制連行が事実として独り歩きするのは危ないと、強制を認めた根拠を明らかにするよう求めている。

これらに対して、河野談話の内容と日本政府の調査報告書の内容との不整合を指摘して、河野談話を批判したのは産経新聞のコラム産経抄であった。次のように述べ

新館
夢大地

国生み神話の
淡路島
夢みる大地が
ここに
にある。



収容750名様・131室
国立公園 淡路島 洲本温泉
政府登録国際観光旅館・日本観光旅館連盟

● ホテルニューアフジ

〒656-0023 洲本市古茂江海岸 TEL (0799)23-2200代 FAX (0799)23-1200

ている。

「河野官房長官の談話と政府の調査報告書を読み合わせて見て驚いた。報告書は極言すれば河野談話という状況とは逆さまだからである。具体的に引用しよう。一九四四年米軍戦争情報局の資料にこうある。一九四二年五月業者が朝鮮に赴き、東南アジアにおける軍慰安業務のためとして女性を募集した。高収入等の宣伝に応じて多くの女子が応募した。ビルマにいる間彼女らは将兵とスポーツをして興じたり、ピクニック、娯楽、夕食会に参加した。彼女らは蓄音機を持つており、町に買い物に出ることを許されていた。以上はビルマのミートキーナで二十人の朝鮮人慰安婦と二人の慰安所経営者を米軍が尋問した結果とされている。(中略)河野談話が示唆する『強制連行』や『強制的状況下で痛ましいもの』は資料には見当た

らないにもかかわらず、それは『歴史の真実』と断定する根拠は何か。(中略)韓国の元慰安婦など関係者の聞き取り調査を根拠にしているのであろう。そうであるなら、聞き取り調査をせひとも公表してもらいたい。この問題の最大のポイント、それが強制連行であったかどうかであり、その歴史の真実をきちんと次代の日本人に引き継ぐ義務を私たちは背負っているからである。悲惨な体験と過酷な運命に見舞われた女性には、心からの同情と陳謝の気持ちを決して惜しむものではない。(以下略)」

河野談話作成に関わられた責任者にお聞きしたい。

第一は、日本政府による調査結果を完全に無視して、韓国政府の準備した元慰安婦の密室での証言を基にして談話作成した理由、元慰安婦の密室での証言が日本政府

による調査結果より信頼できると判断した理由

第二は、戦時中の朝鮮の実状についての認識についてであるが、河野談話にあるような朝鮮人婦女子を内地人婦女子と差別して強制連行するようなことが実行されて、なお抗議活動が全く見られないことがあり得るだろうかということである。現実に平成四年一月の宮沢内閣による謝罪までの戦後四十七年間に、韓国政府からも韓国国民からも、慰安婦問題についての抗議などは一切なかった。

また、戦時体制の中で総督府首脳が最も気を遣ったのが民心の動向であり、内鮮人の処遇に差別があつてはならぬというのは施政の基本であった。このような雰囲気の中で河野談話にあるような朝鮮人婦女子を差別しての強制連行などあり得るだろうかということである。

これらについて責任者のご見解を聞かせて頂きたい。

四、日韓両国政府による調査

宮沢首相が盧泰愚大統領に謝罪をしたとき、強く言われたのは、この問題について事実調査を徹底的に行つて欲しいということであつた。宮沢首相も同意し、両国政府による調査が進められ、日本政府は九二（平成四）年七月六日と翌年八月四日に結果を公表し、韓国政府は九二年七月末に作成したものが公表されている。

（一）、日本政府による調査結果

第一回調査結果

第一回調査結果は平成四年七月六日、加藤紘一官房長官が発表したが、調査は防衛、警察、外務、文部、厚生、労働の各省庁が保管

する資料を採す形で行われ、警察、労働を除く四省庁から百三十点余りの資料が発見された。注目されていた強制連行を伺わせる資料はなかったが、慰安所の設置、慰安婦募集業者の指導取り締まり、慰安施設の築造などの軍による便宜供与、慰安所経営の監督、慰安所の衛生管理、慰安婦関係者への身分証明書の発給等の資料であつた。

新聞によれば、加藤長官は調査結果の要旨のメモを読み上げ、最初に口にしたのは、「いわゆる従軍慰安婦として、筆舌に尽くし難い辛苦をなめたすべての方々に、改めてお詫びと反省の言葉を申し上げたい」という謝罪の繰り返しであつた。一月の無責任な謝罪が大きな誤解を招いた反省は全く見られず、寧ろあの謝罪を何とか正当化しようとする姿勢であつた。政府、特に外政審議室には、挺身

隊の名による強制連行が實際にあったのか、朝日新聞の報道は正しかったのか、について徹底的に調査して実態を明らかにせねばならぬという姿勢は見られず、謝罪でその場を凌ごうという姿勢だけが浮き彫りになった記者会見であつた。

（慰安婦問題についての、日本政府による第一回調査結果の資料は平成四年七月六日の各紙の朝刊に掲載されている。）

第二回調査結果

第一回調査から一年以上もかけて調査した結果が、平成五年八月四日、河野官房長官談話と共に公表された。調査結果はB四判三十頁に纏められているものだが、多くの人員と時間をかけての二度目の調査によつても、強制連行のあつたことを示す資料はなかった。この調査結果には公娼制下にあつ

て業者によつて集められた慰安婦たちが業者に連れられて戦地に行き、軍の便宜供与を得て営業をしていたという証言も掲載されている。国内での営業と違っていたのは、戦地であること、軍による便宜供与を受けると同時に営業が軍の監督下に置かれていたことであろう。調査結果を追つて見よう。

(1)、「当時、戦地で軍の便宜供与をうけて、軍の監督下で営業していたこと」を伺わせる記述が資料の七頁に次のように記されている。

《第二十二軍管理部長の話、「話は下りますが、きよう自動車で十五名ほどの抱え主につれられ百五十名程の慰安婦が到着し、軍管理部で家屋の都合はつけました。全部を南寧に留めてよいか、近衛部隊は南寧から八キロも離れた部落におりますので、そちらに何名ほど移させたらよいか、ご決定を願

い、その方の設備は桜田旅団でやっていたきたいと存じております。」

この日から十日程たち、憲兵隊が、各部隊の南寧慰安所の使用状況を一表にして、参考のためといひ、各部隊に配布してきた。《筆者注、この管理部長の話は、昭和十五年二月に第二十二軍司令官久納中将が就任披露をかねて今村師団長と桜田旅団長を主賓に軍の幕僚各部長ら二十人ほどを集めた食事の会のあと、雑談に入つたときに持ち出された話である。今村均回顧録、芙蓉書房、三二六頁)

(2)、慰安婦たちの現地での生活、稼業での収入、前払金等について二十四頁、二十八頁に次のように記されている。

《連合軍内部作成の調査報告書、ビルマ、一九四四年八月十日、妻および二十名の慰安婦とともに捕虜となつた民間人慰安所経営者の

証言。

「ソウルで食堂を営んでいたが経営に行き詰まり、慰安婦をビルマに連れて行くことを軍に申請した。一名当たり三百円から千円を家族に払い二十二名の朝鮮人女性を買つた。陸軍司令部は輸送、配給等について便宜を図つてくれるよう全ての軍司令部に対して要請する旨の書簡を發出してくれた。七百三人の他の朝鮮人、九十人の日本人とともに一九四二年七月十日に釜山から出航し八月二十日ラングーンに到着した。ラングーンで二十名から三十名のグループに分けられ、ビルマ各地に配置された。

慰安婦は売り上げの半分を受領し、自由な通行、食料の支給、医療関係費用無料という条件で雇用されていた。家族への前渡金および利子を弁済すれば、自由に朝鮮に帰ることができた。しかし、戦

況の影響で自分の慰安所にいた慰安婦は誰も帰国を許されなかった。一九四三年六月に陸軍司令部は弁済の済んだ慰安婦を帰国させる手続きをしたが、条件を満たして帰国を希望した一人の慰安婦は説得されて引き続き現地に留まった。

自分の慰安所では、慰安婦の平均収入は月当たり三百円から千五百円であったが、規則で最低百五十円は経営者に納めることになっていた。

慰安所は一一四歩兵連隊の監督下にあり、通常二名の兵士が利用者の監視のため派遣されてきていた。憲兵も一名慰安所を警備していた。(以上、一二十四頁)

(筆者注、当時の通貨価値は現在の約五千倍以上とも言われていたが、当時の朝鮮では地方で一番偉いと思われていた人は知事さんであった。その知事の年俸は三千五

百円から四千円ほどであったので、上記の慰安婦の月収は知事の月収よりもかなり多かったことになる。)

ミートキーナにおいては通常二階建ての大きな建物に住んでおり、一人一部屋を与えられていた。食事は経営者が用意したものであった。食事や生活用品は、それほど切り詰められていたわけではなく、彼女らは金を多く持っていたので、欲しいものを買うことができた。兵士からの贈り物に加えて衣服、靴、煙草、化粧品を買うことができた。

ビルマにいる間、彼女らは将兵とともにスポーツをして楽しんだりピクニックや娯楽、夕食会に参加した。彼女らは蓄音機を持っており、町に買い物にでることを許されていた。

慰安所の経営者は、契約時の負債額に応じて、慰安婦の売り上げ

の五十%乃至六十%を受け取っていた。多くの経営者は、食糧その他の品物に高価格を課することによって、慰安婦の生活を困窮させていた。一九四三年後半、陸軍は負債の弁済を終えた何人かの慰安婦は帰国してよい旨の命令をだした。これにより帰国が許された慰安婦がいた。

慰安婦の健康状態は良好であった。日本人の軍医が週に一度慰安所を訪れ、罹病した慰安婦は治療、隔離し、入院させることもあった。(以上、二十八頁)

(3)、強制連行の具体例として指摘されることのある、インドネシアでのオランダ人女性を強制的に売春させたときれる事件があるが、これは軍本部の指示に違反して実行された犯罪行為であった。これについて戦後の裁判で五名の軍人と五名の民間人が起訴され、死刑一名を含む判決が下されてい

る。裁判で認定した犯罪事実を含めて記録が公表されている（九頁）

認定、《（元陸軍大佐）兵站関係担当将校として、ジャワ島セラマンほかの抑留所に収容中であったオランダ人女性らを慰安婦として使う計画の立案と実現に協力したものであるが、慰安所開設後（一九四四年二月頃）、女性らが同意の上抑留所を出て自発的に慰安所で働くという軍本部の許可条件が満たされていないことを知り得たのに、その監督を怠り、同年四月頃、事態を知った軍本部が慰安所閉鎖を命じるまでの間、部下の軍人または民間人が慰安所で女性に売春を強要するなどの戦争犯罪行為を行うことを黙認した。（判決、有期刑十五年）》

裁判で軍人五人と民間人五人が起訴され、軍人一名が死刑、四人に十五年から三年の有期刑が、民

間人には二十年から七年の有期刑が言い渡されている。

（河野談話および第二回調査結果の報告書は国会図書館に所蔵されている）

（二）、韓国政府による調査結果

韓国政府は外務部亜州局長を班長とし、関係部署の課長で構成する「挺身隊問題実務対策班」を九二年一月に設置して調査を行い、同年七月に「日帝下軍隊慰安婦実態調査中間報告書」と題する報告書を纏めている。

その内容は、第一部、挺身隊問題の現況。第二部、日帝下軍隊慰安婦実態調査結果、第三部、軍隊慰安婦証言実例。第四部、日本政府の発見文書。第五部、参考資料という構成である。第三部までで七十五頁、参考資料までを含めると二百一十一頁である。

この報告書を見て、私が意外に

感じたのは検討の中心課題である「強制連行」についての調査姿勢であった。強制連行はもしもあったとすれば朝鮮での出来事である。戦時中を体験している老人、概ね八十歳以上の人は多く生存中であるので、この人達から当時の状況の聞き取りをして強制連行についての判断をすることの重要性は常識であると思うが、上記の報告書ではそれが見られない。第二部の「慰安婦募集」の項での記述は、殆どが千田夏光氏や吉田清治氏ら日本人の著作の引用で強制連行を推測するという形で纏められている。《この千田氏の著作については、加藤正夫氏が「千田夏光著、従軍慰安婦の重大な誤り」と題して、現代コリア、九三（平成五）年二、三月号で誤りを指摘し、吉田氏の著作については秦郁彦教授が「慰安婦と戦場の性」（新潮選書、二二九頁以下）で、

それが作り話であることが明らかにされている。》日本政府はどうして、この事実注目しなかったのでしょうか。結局、韓国政府による調査では「強制連行」を示す資料となり得るものはなかったのである。

報告書の第三部では、元慰安婦十三名の証言が掲載されている。これらの証言については韓国政府による裏づけ調査もなされていないようだが、信憑性には疑問を感じさせるものもあり、ここではその内の五番、十番、十三番の証言を転載しておくこととする。

五、一九四二年三月処女供出という名目で令状を受け日本の巡査に強制的に連行され引っ張っていかれた。何名か倉庫に閉じこめられ一名ずつ呼び出し小さな部屋に連れてゆき、言うことを聞かなければ殺すぞと言われ一日三回ぐら性的暴行を強要された。

十、一九三八年十二月家で軍人二十人余りが銃剣を携えて脅かし強制的に軍用トラックに乗せられヨンサン浦にある倉庫にいる十五人の女子と羅州からの十五人の女子たちと一緒にされ再び列車で新義州、満州を経て天津に駐屯していた日本軍の日の丸部隊に到着した。十五人ずつが一組となつて臨時に建てた仮建物のいくつかに分かれ、仮建物の中にはかますで仕切つて一間を作り一人ずつ入れられた。恥辱的な生活の中で苦難に耐えられず首をつったり、逃げようとして銃殺された女子もいた。

十三、一九四四年九月紡織工場で夜間操業中に日本の兵隊十五人は今後日本で看護員として仕事するようになりますというや、もう察しがついた人達は皆逃げたが、残された四十九人が連行され、横浜と広島で軍部隊の慰安婦として

十余年間過ごし、一個小隊に五十人が編成され十個小隊に五百余人が生活した。一日の日課生活は軍部隊の生活と全く同じで個人の自由が全くなかった。四十九人中一人だけ生き残り一部は病死し一部は自殺したりもし、死体は自分が埋葬したりもした。(報告書の邦訳責任は筆者にある。この韓国政府の報告書は国会図書館にはなく、南麻布の有栖川公園の中にある都立中央図書館に所蔵されている)

五、朝鮮からの慰安婦の強制連行はなかった

戦前、戦時中の朝鮮を体験的に知る者として、また昭和十七年から総督府に勤め、終戦を総督府の農商局の事務官として迎えたが、その間の一年七ヶ月間の地方勤務では、郡、邑面行政という末端行

政を管理する立場で過ごした体験等を基にして率直に述べると、慰安婦にするための朝鮮人婦女子の強制連行は一人もなかったと確信をもって言える、というのが私の心情である。

婦女子の強制連行がなかったと思う根拠の第一は、もしも婦女子の強制連行があったとすれば、その目撃者は強制連行された者の何倍もいたはずだし、いかに戦時中であつても大きな抗議運動が展開されて当然であるはずだが、目撃証言も抗議運動も一切なかった事実である。現実には九二（平成

四）年一月の宮沢内閣による謝罪までの、戦後四十七年間、韓国国民からも韓国政府からも、慰安婦問題についての抗議や問責などは一切なかったし、六五（昭和四十）年の日韓基本条約交渉の時も、これが話題にされることもなかった。強制連行の事実があつて、なおこのようなことが考えられるであろうか。

根拠の第二は、戦時中の総督府の施政姿勢である。内鮮一体を唱え、戦争遂行に大きな協力を求めていた総督府の首脳が、施政に当たって最も気を遣っていたのは民

心の動向であり、処遇において朝鮮人と内地人を差別してはならぬ、というのは施政の基本であつた。このような雰囲気の中で、日本人と差別をして朝鮮人婦女子だけを強制連行することなど、全く考えられぬことである。

総督府首脳には苦い経験があつた。二九（昭和四）年の秋、発端は内地人中学生と朝鮮人中学生の小さなもめ事であつた。光州（全羅南道）への汽車通学中に内地人中学生が朝鮮人女学生をからかったということから始まった。女学生

3.11 被災者に 支援を！



東日本大震災支援基金への
ご協力をお願いします。

募金は、すべて
被災地・被災者に支援に
活用いたします。

現金の場合

三菱東京UFJ銀行
支店名：本店
普通口座：0492440
名義：日本財団

クレジットカードの場合

日本財団ホームページへ

日本財団

検索

03-6229-5111



日本財団
The Nippon Foundation

日本財団は、2011年4月1日から公益財団法人になりました。

人中学生に「お前、何で俺の妹をからかったんだ」と詰問し、喧嘩になった。喧嘩はそこで終わらず、朝鮮人中学生と内地人中学生の小さな集団による喧嘩にまで発展した。警察は関係者を連行して取り調べたが、その際、内地人学生と朝鮮人学生の取り扱いに差別があった、ということとで光州の朝鮮人中学生（当時は高等普通学校）が抗議行動を展開した。この抗議行動が光州で留まらず、間もなく全朝鮮の朝鮮人中学生の抗議行動に拡大した。この予想外の展開は総督府首脳を慌てさせたが、これは「理の通らぬ民族的な差別扱いには敏感に反応する民族性」を強く印象づけた事件であった。

このことがあつてから十年、総動員体制から戦時体制に移行していた総督府施政において内鮮人の処遇の差別と見られるようなことのないよう常に気を遣っていた。

内地人と朝鮮人との差別の象徴とされていたものが官吏の加俸制度であった。官吏の俸給表は内地人も朝鮮人も同じものが適用されていたが、内地人には判任官は六割、高等官は四割の加俸が支給され、これが内鮮人処遇上の大きな差別であった。小磯総督はこの差別をなくすよう強く主張され、結局高等官には昭和十九年四月十一日の総督府令百六十八号で、判任官には一年遅れの昭和二十年四月十二日の総督府令七十五号で朝鮮人にも加俸を支給することになった。この差別は解消されたのであつた。これは歴代総督の出来なかつた差別の解消であり戦時中であつたことを考慮にいれても特筆すべき決断であつた。

付言しておくが、昭和三十二年四月に売春防止法が施行されるまで、日本では売春は一定の規制の下で合法であつた。東京の吉原に

見たような施設は戦前、戦時中の朝鮮でも京城（現ソウル）をはじめ釜山、平壤その他主な都会では、どこでも見られたのは事実であり、そこでは日本人女性も、朝鮮人女性も多数働いていたのも事実であつた。ここで働く女性達の前渡金を払つて集められたのであつたが、募集が困難になれば、前渡金の引き上げを考えることはあつたにしても、強制連行などという発想は当時は全くなかつたと思う。

慰安婦の強制連行が話題になりはじめたのは吉田清治氏の著作「私の戦争犯罪」（昭和五十八年）が刊行された以降である。この無責任な作り話を一部学者や弁護士、さらには有力なマスコミまでもが支持した結果、誤解を広げたのであつた。

（平成22年8月15日）